

令和元年
第5回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和元年5月29日（水） 午後2時～

2. 場 所 穎娃文化会館

3. 出席委員（ 17 人）

会長	1 番	寶代 行廣		
会長職務代理	2 番	今市 範男		
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋
			5 番	宮原 耕一
	7 番	田中 司	8 番	君野 潤二
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男
			11 番	菊永 多佳子
	13 番	徳永 映子		
	15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美
			17 番	梶山 俊孝
	18 番	杵木 いさ子	19 番	大隣 初美
			20 番	月野 貴大

4. 欠席委員（3人） 6 番 東 鈴子 12 番 宮原 俊郎 14 番 松永 正美

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第27号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第6 議案第28号 南九州地域の農業の振興に関する計画変更（案）に係る意見決定について
- 日程第7 議案第29号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第30号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第31号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

- 日程第 10 議案第 32 号 非農地証明願いについて
- 日程第 11 議案第 33 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
による入会林野整備計画に対する意見決定について
- 日程第 12 議案第 34 号 空き家物件に接続する農地の別段の面積の設定について
- 日程第 13 議案第 35 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「平成 30 年度の
目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び
「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」
の承認について
- 日程第 14 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼, 係員 中村 信介, 内 良一

農地係長 塗木 芳浩, 係員 川畑 和成, 西野 政則, 中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。東委員、松永委員、宮原俊郎委員から一身上
の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。これより令和
元年第 5 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 104 頁をご覧くださいと
思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、11番 菊永 委員、13番 徳永 委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日5月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画、並びに議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3ページからになります。

次に農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は9件の合意解約がなされました。

内容は、賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申し入れです。

解約の主導は、貸人主導によるものが1件、借人主導によるものが8件となって

おります。

地目の内訳は、畑が 12 筆の 36,108 m²、地域別では顥娃3件、知覧1件、川辺5件となっております。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は7頁から 10 頁で、今回は、新規認定3件、再認定2件、内容変更1件であります。一覧表は8頁、新規認定個別表は、9頁になります。

まず、整理番号1，〇〇市の〇〇〇〇です。これまで、養豚一貫経営を行ってききましたが、今後、生産頭数の増加により更なる規模拡大を目指して、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、各種研修会への参加による飼養管理技術の向上、併せて制度資金を活用し、施設や機械の整備を行う考えです。

次に、整理番号2，顥娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで〇〇地域で妻と二人で茶 4.8ha と露地野菜の経営を行ってききました。今後は、茶園の優良品種への新植・改植を行いながら経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、圃場の連担化を進めるとともに、新・改植する茶園を適切に栽培管理するなど、経営管理・生産方式の合理化に努める考えです。

次に、整理番号3，顥娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで、ハウスオクラ9a と貯蔵さつまいも 40a を経営し露地野菜の方を主体としてきましたが、今後は、ハウス増設により施設野菜を主体に取り組むことで、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、肥培管理の徹底による品質向上に取り組むとともに、補助事業を活用し、ハウス増設等の施設整備に努める考えです。

なお、再認定2件、農作物等経営規模の見直しに係る内容変更1件の個別表は、資料の10頁になりますので、お目通しをお願い致します。

以上で報告を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第 27 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず菊永委員をお願いします。

菊永委員 審議番号 1 番です。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇で、畑の 630 m²のうち 498 m²で、〇〇の南東側で〇〇集落に位置します。

申請人は、自己居住用住宅を建築しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。

審議番号 2 番です。

申請人は、〇〇市の〇〇〇〇です。申請地は、潁娃町〇〇で、山林の 798 m²のうち 21 m²で、〇〇集落に位置します。

潁娃町〇〇地区の一部がエリア不感地域となっており、サービスエリアの確保のため、申請地に携帯電話無線基地局を建築しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、徳永委員をお願いします。

徳永委員 審議番号 3 番です。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇で、山林の 1,151 m²で、〇〇集落に位置します。

申請地は、35 年以上前から植林され、現在山林となっており、太陽光発電設備を設置するもので、農用地区域から除外をするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっていますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

審議番号2番3番については、地目山林のため転用申請は不要です。3番は19ページの図面のとおり隣接地と一体で太陽光発電施設を設置する計画です。

補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 審議番号1番は、手前の空いたところは、畑でまた使用するのでしょうか。

農地係長 そのように使用すると聞いています。

議 長 ほかに、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第27号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第6 議案第28号 南九州地域の農業の振興に関する計画変更（案）に係る意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 これについては、市町村が、公益性が特に高いと認められる施設のうち

農業振興地域整備計画の達成に著しい支障をおよぼす恐れが少ないと認められるもので、農業従事者の安定的な就業の促進に関する施設の用に供する土地として、農業振興地域整備計画に位置づければ、農用区域とすることが適当でない土地として優良の農地であっても農用区域からの除外が可能となり、農地の転用が可能となります。

農用区域内の農地の農業上の効率的な利用に関する基準のすべての要件を満たしていることとなります。

基準としては、当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否か、農用地等以外の用途に供される土地が妥当な規模であるか、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用区域以外の区域内に代替地がないこと、農用地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、土地改良事業等の工事を施行した者の同意が得られていることが基準となります。

内容について、農政課より説明をいただきたいと思います。

農政課大倉野主任主査

農政課農政係で農業振興地域制度の担当をしております大倉野です。本日はよろしくお願いいたします。

先ほど、塗木係長の方から説明がございましたが、南九州市におきましては、平成 28 年 5 月 30 日に〇〇会社と立地協定を結んでおり〇〇会社におきましては、〇〇に本社があり、南九州市潁娃町〇〇に〇〇施設を建設し、操業しております。今回、〇〇施設を増設し、事業規模を拡大したいとの要望があるところでございます。

施設予定地であります潁娃町〇〇においては、昭和 57 年度から 61 年度にかけて実施されました、県営畑地帯総合土地改良事業、いわゆる畑かん事業の南薩地区〇〇〇工区の受益地区であり、平成 25 年度から平成 34 年度まで順次行われている、畑かん給水栓の更新事業を平成 26 年度に実施しております。

このため、農振除外手続きにおける、5 要件のうち、土地改良事業完了の翌年度から起算して 8 年を経過していることという要件を満たさないため、通常の手続きでの除外が出来ないところであります。

本市においては、平成 28 年 2 月に策定しました「南九州農業振興地域整備計画」の 21 ページにあります第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画の 3 農業従事者就業促進施設に〇〇会社を位置付けることにより、農振法施行規則第 4 条の 5 第 2 項に基づく 28 号計画がなされ、給水栓の財産処分

を行えることになり、通常の個別除外申請が出来ることになります。

本市におきましては、雇用の確保、市の発展に寄与するため企業誘致を積極的に行っており、今回誘致した〇〇の事業拡大のため、整備計画書の変更並びに 28 号計画を策定するため農業委員会のご意見をいただくものであります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今の提案説明について審議をお願いします。質問、ご意見はありませんか。

吉崎委員 昨年 11 月にだされた 3 件だけが特例と思っていましたが、それとは別ですか。あとは、認められないとの答弁であったと記憶しますが。

農政課大倉野主任主査

前回、承認して頂いたのは 27 号計画、今回は 28 号計画案で全く別です。

吉崎委員 前回の 3 件だけが特例で、あとは認められないということだったと思いますが。それなのに、28 号計画がでているのはどうしてですか。

事務局長 今回の 28 号は、右側の 3 の農業従事者就業促進施設が現在、該当なしとなっています。〇〇さんが事業展開するためには、整備計画のなかに入れないといけないので、今回、〇〇施設という項目を入れるということです。

吉崎委員 内容はそうだと思いますが、以前の説明では、前回の 3 件だけで、他は許可されないですよという説明だったと思います。

会 長 27 号と 28 号の違いみたいです。

吉崎委員 前は申請して認められるのに、3～4 年かかりましたよね。今回の 28 号は、いつ提案されたんですか。

農政課大倉野主任主査

申請は、今年の 1 月です。

吉崎委員 おかしいですね。いくら特例案件であっても。立地協定を結んでいたとしても。かたや 3～4 年かかり、かたや半年もかかっていない。おかしいですね。

会 長 また、再度、事務局は検討して欲しいと思います。
他に質問ありませんか。

梶山委員 修正案の備考欄，就業者と農業従事者の区分はなんですか。

農政課主任主査
新規で雇用した人が5名，そのなかの1名が1日以上 of 農業従事者です。

梶山委員 1名だけが1日，残りの方は，半日とか短い方ですか。

農政課主任主査
把握しておりません。

梶山委員 どうせ，〇〇をするのなら，5名，5名でいいと思いましたが。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 「なし」の声あり。

議 長 質問，ご意見がありませんので，採決いたします。
南九州地域の農業の振興に関する計画（案）に係る意見決定については適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 よって，議案第28号については，申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に，日程第7 議案第29号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは，農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。
26 頁からになります。今回の申請は，所有権移転6件，賃貸借権設定1件になります。
所有権移転について，譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲受人は知覧

町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。

内訳は、田が 2 筆で 668 m²、畑が 9 筆で 6,390 m²、合計 11 筆 7,058 m²となっています。理由は、1 番・6 番が姉、2 番が伯母、3 番が知人から受贈、4 番が相手方の要望、5 番が規模拡大となっております。

土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 299,000 円、畑が 79,000 円で売買される予定です。

地域別では、知覧 3 件、川辺 3 件でございます。

次に賃貸借権設定について、貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借り人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんであります。

内訳は畑の 1 筆 1,158 m²、知覧地域の 1 件となっております。

また、法第 3 条第 2 項各号の判断については、28～31 ㊦の調査書及び 32 ㊦の営農計画書のとおりでございます。

以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 29 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 29 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 8 議案第 30 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願いします。まず、所有権移転の 6 件の報告をお願いします。菊永委員をお願いします。

菊永委員 審議番号 1 番です。
譲受人と申請地は、先ほどの農業振興地域変更計画審議番号 1 番で説明し

ましたので省略いたします。

譲渡人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請人は、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。
残りの 132 m²は、畑として使用するそうです。

審議番号 2 番です。

譲受人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇で、畑の 780 m²で、〇〇集落の南側付近に位置します。

申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたため、実家隣の父所有の申請地に、農家住宅及び倉庫を建築しようとするものです。

審議番号 3 番です。

譲受人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇他 1 筆で、畑の 1,134 m²で、〇〇集落の南側付近に位置します。

申請人は現在、借家住まいで子供達も大きくなり手狭になってきたため、父所有の申請地に、農家住宅及び倉庫・車庫を建築しようとするものです。

なお、面積が 1,000 m²を超過していますが、のり面部のセットバック面積 152 m²を求積した図面が添付されており、有効面積は 982 m²となります。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 審議番号 4 番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。

譲渡人が、〇〇市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇他 1 筆、畑の 785 m²で、〇〇の隣接地で〇〇集落に位置します。

申請人は、〇〇業を営んでおり、資材置場が離れた場所にあり不便であるため、会社近くに資材置場を確保しようとするものです。

資材置場では、立地の良さから狭く、これはどうかと疑問に思いました。

審議番号 5 番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇、畑の 200 m²で、〇〇付近で〇〇集落に位置します。

申請人は、〇〇業の経営者であり、資材置場が離れた場所にあり不便であるため、会社近くに資材置場を確保しようとするものです。

2 件とも使用貸借契約書が添付されているため、転用の心配があると～。
(語尾が不明瞭のため聞き取りできず)

以上で報告を終わります。

議 長 次に、徳永委員お願いします。

徳永委員 審議番号 6 番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。

譲渡人が、岡山県〇〇市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇、畑の 981 m²で、〇〇の西側付近の〇〇集落に位置します。

申請人は、〇〇業等を営んでおり、廃車の一時置場が無いため、申請地を譲り受けて、廃車一時置場を確保しようとするものです。

なお、まわりは宅地となっており、廃車置場となっていますが、今後、宅地になってもおかしくないと思いました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、使用貸借権設定 1 件について報告をお願いします。下之門委員お願いします。

下之門委員 審議番号 1 番です。

借人が、〇〇市の〇〇〇〇です。

貸人が、〇〇市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇、田の 597 m²で、〇〇の北側付近で〇〇集落に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を借り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

34 ページ審議番号1番～3番です。

立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、概ね50m以内に3戸以上の住宅あり、また集落が形成されている位置にあるため第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、農振除外後に土地改良区からの意見書が提出されます。

審議番号1番については、先月現地調査を行いました。残地が奥に残り、出入り等疑義が生じ取り下げとなり、今回改めて申請が提出されたところです。

農振除外見込み後以降に県常設審議委員会へ意見聴取となります。

次に、35 ページ審議番号4番5番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

この4番5番については、先月現地調査を行いました。譲受人が〇〇さんの奥さん名で申請され、理由が明確に説明されず取り下げとなり、今回改めて申請が提出されたところです。5番は〇〇〇〇へ貸付けの使用貸借契約書が添付されております。

次に、審議番号6番です。

立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に〇〇と〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

昔は鶏舎があった跡地で現状は全面コンクリート張りになっておりますが、周囲に影響がないように境界から4～10m程度控えて廃車置場にするよう図面が添付されています。

次に、36 ページ使用貸借権の審議番号1番です。

立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されて

おります。

〇〇〇〇で申請ですが、添付書類の定款に事業を営む目的は、金物、食料品、酒類、雑貨類等の販売及びガソリンスタンド等の経営以外に、太陽光発電施設も取り扱うことの記載があります。

また、平成5年7月に倉庫の転用目的で許可を交付しておりますが、当時の申請人が譲渡人の母親で相続後に発覚したところで、申請人がすでに亡くなっており許可の取消しは事務処理上不合理のため、相続の譲渡人より顛末書が添付されています。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 わたしの方から、審議番号6で廃車置場の期間としてはどれくらいですか。

農地係長 一時的にそこに車をおいて、また、入れ替わりで別の車をおきます。

議 長 一時転用とは違いますね。

農地係長 車が入れ替わるだけです。

議 長 わかりました。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第30号 農地法第5条申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第30号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

事務局長 資材置場の件につきまして、県農村振興課に相談に行きましたが、申請する段階で特に基準はないとのことでした。ただ、許可後の転用事実については、地元

の農業委員会で確認して下さいとのことでした。

あと、先月の案件で、以前、転用許可されて実行されないまま、今回、新たに転用申請があつて不許可にしましたが、その件についても県はその取扱いで良いとのことで、我々、農業委員会の判断は正しかったということを報告致します。

議長 次に、日程第9 議案第31号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。

53 号からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他3件であります。

理由は規模拡大が2件と、農地売買等事業の2件となっております。

地目の内訳は畑が6筆の15,719 m²であります。

申請農地の取引価格については10a当り、畑の290,000円～600,000円で売買される予定です。地域別では、潁娃2件、知覧2件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。55 号からになります。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇相続人代表の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか56件になります。

設定面積は、田が37筆で28,171 m²、畑が62筆で105,102 m²の合計99筆の133,273 m²になります。地域別では、潁娃15件、知覧10件、川辺32件、合計57件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。65 号からになります。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他9件になります。

設定面積は、田が4筆の2,382 m²、畑が19筆の36,031 m²で合計23筆、38,413 m²になります。

地域別では、潁娃1件、知覧5件、川辺4件、合計10件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。所有権移転の番号〇〇番については、宮原俊郎委員が議事参与の制限に該当しますが、本日、欠席です。

したがいまして、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 31 号の所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 31 号の所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 32 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員のご報告を求めます。はじめに粟ヶ窪委員お願いします。

粟ヶ窪委員 審議番号 1 番です。

申請地は、平成 15 年までは畑として利用していたが、現在は原野化しているとの申請ですが、現地調査の結果、周辺の状況から簡単に復元して畑として耕作可能と判断しましたので、非農地証明書の発行は無理と思います。

審議番号 6 番です。

申請地の〇〇は耕作されなくなって 10 年以上経過し、現在山林化しているとの申請ですが、現地調査の結果、一部はカヤ畑で一部は木が小さくて植林後 20 年が経過してないと判断しましたので、非農地証明書の発行は無理と思います。

また、〇〇は 40 年以上前から植林され、現在山林になっているとの申請ですが、現地調査の結果、間違いなく植林後 20 年以上が経過しており、簡

単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しましたので、非農地証明の発行はやむを得ないと思います。

審議番号 2 番です。

申請地は、15 年以上前から耕作されておらず現在原野になっているとの申請ですが、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しましたので、非農地証明の発行はやむを得ないと思います。

3 番 4 番 5 番と 7 番です。

申請地は、40 年以上前から植林され、現在山林になっているとの申請ですが、現地調査の結果、間違いなく植林後 20 年以上が経過しており、簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しましたので、非農地証明の発行はやむを得ないと思います。

以上で報告を終わります。

議 長 次、下之門委員お願いします。

下之門委員 審議番号 8 番です。

申請地は、40 年以上前から植林され、現在山林になっているとの申請ですが、現地調査の結果、間違いなく植林後 20 年以上が経過しており、簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しましたので、非農地証明の発行はやむを得ないと思います。

以上で報告を終わります。

議 長 次、徳永委員お願いします。

徳永委員 審議番号 9 番です。

申請地は、細長い、傾斜地の土地のため、耕作に適さないことから、放置していたところ、竹や雑木が生い茂り、原野となっているとの申請ですが、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しましたので、非農地証明の発行はやむを得ないと思います。

審議番号 10 番です。

申請地は 35 年以上前から植林され、現在山林となっているとの申請ですが、現地調査の結果、間違いなく植林後 20 年以上が経過しており、簡単に

復元して畑として耕作することは難しいと判断しましたので、非農地証明の発行はやむを得ないと思います。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

83 ページの非農地に係る取扱い基準（内規）の非農地の基準5条第2項（イ）及び（ウ）の基づき判断をしたところであり、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 32 号 非農地証明願いについては、審議番号 1 番と審議番号 6 番のうち、土地地番〇〇を除く案件について、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号のうち、審議番号 1 番と審議番号 6 番の土地地番〇〇を除く案件について、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 11 議案第 33 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について説明いたします。

資料は、86 ページからになります。

今回、〇〇入会林野整備組合から提出された入会林野整備計画書を呈示いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

入会林野整備事業につきましては、昭和 41 年に施行された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が根拠です。

この法律は、入会権を消滅させ、所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし、売買等を可能にし、積極的に土地を利用させることにより、農林業を発展させることを目的に始められたものです。

あくまでも、農林業振興のための事業でありますので、新しく所有権を有する方が農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないか判断する必要があり、従来の農地法第 3 条で、農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。

これらを踏まえまして、〇〇入会林野整備組合 組合長〇〇〇〇さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところです。

この組合は全体計画で、関係者数 31 名、筆数 136 筆の 149,023 m²で、うち農地に関する部分が、関係者数 22 名、筆数 55 筆の 19,760 m²（田 31 筆 11,486 m²、畑 24 筆 8,274 m²）であります。

この事業が推進されますと、現所有者の名義となり、農地の流動化の妨げとなっている他人名義の農地がいくらかでも解消され、所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待しています。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
閲覧の時間が必要ですので、ここで、しばらく休憩します。

午後 3 時 15 分休憩

午後 3 時 25 分開議

議長 再開します。
つぎの議案に入る前に、さきほどの所有権移転、農地法第 5 条審議番号 6 番の廃車置場を承認しましたが、48 ㍎になります。許可はしましたが、図面をみると、〇〇や〇〇があります。もし、火災が発生した場合、大変な被害がでます。事務局としては一筆、添付させて、そのようなことがないように指導をして欲しいと思います。

議長 質問、ご意見ありませんか。

委員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第 33 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については、適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 33 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、日程第 12 議案第 34 号 空き家物件に接続する農地の別段の面積の設定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 空き家物件に接続する農地の別段の面積の設定について説明いたします。資料は、89 ページからになります。

下限面積については、先の 3 月の総会で現行どおりで変更は行わないこととしたところですが、令和元年度の空き家に接続する農地の別段の面積の設定等については 5 月の農業委員会で提案することになっていましたので以下のとおり提案いたします。

先月の総会后に、各地域から選出していただいた方々で検討会を開催しました。

そこで提案としてひとつ目の○の方針「南九州市空き家バンク」に登録された物件に接続する農地について農業振興地域農用地区域内外を問わず市内全域別段の面積を 0.01 a (1 m²) に引き下げる。なお、上限面積は設定しない。ことで提案するところですが、二つ目の○について、ひとつ目の○の検討会后日に、局長が市長との協議が行われ、別段面積においては「空き家バンクに登録された物件となると件数的にも限られているとの見解で幅広く農地の効率的な利用を図ることを重点におき、方針 南九州市空き家物件に接続する農地について農業振興地域農用地区域内外を問わず市内全域別段の面積を 0.01 a (1 m²) に引き下げる。なお、上限面積は設定しない。こととし、二つ目は「登録された物件」を削除しております。

以上この二つを提案したいと思います。

なお、90 ページに県内各市町村の一覧を添付しています
ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今事務局から説明がありましたが、空き家バンクに登録された物件だけにす

ると件数も少ないし、有効性もないとのことのようです。
質問、ご意見ございませんか。

局長 企画課で確認したところ、空き家バンクの登録は144件、うち116件は取引成立、取下げ10件、実際は残り18件しかないそうです。それだけしかないのに、空き家バンク登録だけに限定すると、登録されていない空き家のはるかに多く、あまり意味がなさないので、修正案をだしています。

下に理由も書いていますが、空き家に接続する農地は、水路とか道路を挟んでも、隣接する農地と考えています。

また、90 ㍓に県下の状況も添付していますが、別段面積を設定しているところも15市町あります。その多くが1a以下として設定しており、今回、南九州市が提案しているように1㎡と設定しているところも5市町あります。

以上で説明を終わります。

議長 これより審議をお願いします。質問、ご意見ありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第34号 空き家物件に接続する農地の別段の面積の設定について、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

複数の委員 「上の案か、下の案か。」の声あり

議長 下の案でございます。よろしくをお願いします。

よって、議案第34号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第13 議案第35号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認についてを議題に供します。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 資料は、92 ㍓からになります。
農業委員会の活動点検・評価につきましては、農業委員会の農地等の利用

の最適化推進状況 その他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ公表することになっております。

本日は、平成 30 年度の評価と令和元年度の活動計画につきまして、ご承認を頂きたいものであります。

はじめに、92 頁からの平成 30 年度の点検・評価については、「農業委員会の状況」、「担い手への農地への利用集積・集約化」「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置に関する評価」「違反転用への適正な対応」の 5 項目からなっています。

これらについては、平成 29 年 8 月、新体制に移行してから、会長を中心に遊休農地関係の調査や農地の担い手への集積など、目標に向かって委員の皆様積極的に活動して頂いております。評価につきましては、目標を達成していない項目もございますが、少しでも目標に近づけるよう引き続き確実に活動を展開することが重要であると考えます。

97 頁からは、「事務に関する点検」など、3 項目であります。

100 ページから、令和元年度活動計画であります。先ほど同様、5 項目となっておりますが、30 年度実績と元年度計画で、3 月 31 日現在と 4 月 1 日現在となっている箇所は、同じ数値が入っておりますので、ご了承をお願いします。

目標等は平成 30 年 2 月に策定されました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき作成しております。

なお、今後の日程についてですが、本日、ご承認を頂きましたら、後日、市のホームページで公表することになります。

また、県を通して国に報告することになりますが、内容について県から、補正・修正依頼があった場合は、修正後のものを、30 年度の評価と元年度の活動計画として公表させていただきますので、あらかじめ、ご了承いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 97 頁のなかで、転用のなかで、委員 2 名、事務局 2 名となっており、地区を分けているから、そのようになっていると思いますが、ひとつにすれば、4 名、4 名ですが、それではだめでしょうか。

農地係長 4 名、4 名で訂正したいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第35号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第35号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第14 その他 でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 （今後の日程について連絡する。）

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて令和元年第5回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時45分